

「食品(食物)販売場及び食品(食物)集積場に関するバンコク条令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
バンコク条令
食品(食物)販売場及び食品(食物)集積場
仏暦 2545 年

食品(食物)販売場及び食品(食物)集積場に関し、バンコク条令の認証が必要であることにより、タイ国憲法の第 29 条と第 50 条が、影響をあたえるとしている個人の権利および自由にかかわる規定のものである仏暦 2535 年公衆衛生法の第 40 条、第 48 条、第 50 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条、第 58 条の意味する権限により、首都議会の賛同による仏暦 2528 年バンコク(首都)公務員業務規定法の第 97 条に対応する法令の規定による権限により、条令を規定するものである。以下による。

- 1項 この条令は、「バンコク条令 件名 仏暦 2545 年食品(食物)販売場及び食品(食物)集積場」と称する。
- 2項 この条令は、官報公布から 60 日以降後に有効となる。
- 3項 この条令で定められた部分に該当する、あるいはこの条令に反するあるいはこの条令と矛盾する全ての首都条例、法令、規定、規則、命令に関しては、代わりにこの条令を適用するものとする。

4項 この条令内で、

「食品」とは、生命を支える食べ物、材料を意味する。すわわち

- (1) 人が、その方法、形状を問わず、食べ、飲み、含む、あるいは人間の体に取り入れられる物という意味。但し、精神的あるいは神経的に効能を発揮する薬、物、あるいは、ケースにより当該法令により罰則を課す麻薬は含まない。
- (2) 食品生産の際に使用するあるいは混合に使用するための材料、様態、香り、味を改善する食品への添加物、顔料、材料を含む。

「食品販売場」とは、公衆のための土地あるいは道路でなく、食品を加工しあるいは食品を調理し、かつ、購入者が賞味できるように販売する建物、場所あるいは区域を意味する。これらに関しては、賞味するための場所を持って販売するもの、あるいは、他の場所で賞味するものを問わない。

「食品集積場」とは、生の材あるいは乾燥した材あるいは其の他の形態をもつ食品を蓄えておく、公衆のための土地あるいは道路でない、建物、場所あるいは区域を意味する。それらの食品とは、購入した者が、後に賞味のために加工あるいは調理をするものである。

「フードセンター」とは、部分的に各店ごとに場所を分割して、多様の食品販売店を有する食品販売センターを意味する。

「汚物」とは、便及び尿、あるいは不潔なまたは悪臭をもつ其の他の物をも意味する。

「ごみ」とは、紙くず、布くず、食べかす、商品、プラスチック袋、食器の使い古し、灰、獣糞、動物の死体、その他、道路上や市場や飼育所、その他の場所で清掃収集されるものをも意味する。

「公衆の土地および道路」とは、個人のものでなく、公衆がその便益あるいは往来に使用できる場所あるいは道路を意味する。

「建物」とは、ビル、家、家屋、公共建築物、店、筏、物品倉庫、事務所、あるいは人が入居あるいは使用できるその他の様式で建てられた物を意味する。

「市場」とは、生、加工あるいは調理されあるいは腐食し易い状況にある獣製品、肉類、野菜、果実あるいは食品を販売するために、交易人(商人)が、集合する場所として使用する

ために、通常設置されている場所を意味する。これについては、他の種の商品と一緒に販売があるか否かは関係なく、また、規則的にあるいは時々あるいは定められた日に、前述の種類の商品を、取引人(商人)が、集合する場所として使用するために設置される場所をも意味する。

「地区職員」とは、バンコク知事を意味する。

「公衆衛生職員」とは、仏暦 2535 年の公衆衛生法により、任命された職員を意味する。

5項 地区職員により、許可を取得した場合を除いて、食品を販売、または食品を集積する 200 平方メートル以上の場所を設置することを禁止する。前述の場所が、200 平方メートル以下の場合、通知証明書を受理申請のために、地区職員に通知しなくてはならない。

6項 5 項の事項は、以下の企業に対しては適用しない。

1. 健康に対して危険な事業
2. 市場内の物品の販売
3. 公衆の土地または道路においての商品(物品)販売

7項 食品販売の場所あるいは食品を集積する場所を設営する者は、事業特徴に従う衛生状態および条件に合致するように、企業で使用する他の事柄にいたるまでその場所を整えなくてはならない。以下による。

食品販売

(あ) 公衆の土地または道路として使用されていない建物の外、あるいは 25 平方メートル以下の建物にある食品販売場

- (1) 健康に危険性のある場所からは離れて設置する。例えば、埋葬地、火葬場、死体保管所、廃棄物処分所、飼育所または公衆衛生厚職員が、健康に危険があると見なすその他の場所から 100メートル以上離れること。公衆衛生職員の指示あるいは地域職員の命令により、衛生上ふさわしくその場所を改善できる場合を除く。
- (2) 清潔にし易い常設の材料で作られた床。
- (3) 衛生的に相応しい十分な排水システムを設置すること。
- (4) 衛生的に相応しい十分な採光、排気システムを設置すること。
- (5) 販売場に食事をすると持たない食品の販売を除き、隣接する区域内に、事業者およびそのサービスを受ける者(顧客)が使用するための衛生的に相応しい十分なトイレと手洗いを設置できること。
- (6) 衛生的に相応しい十分な塵芥、汚物の集積所を設置すること。
- (7) 殺菌をとおして、衛生的に安全で相応しい十分な、食品の作製、加工、改善、保管、消費の際に使用するさまざまな容器および備品を整えること。
- (8) 脂肪をさえぎる油蓄あるいは脂肪をとるところを含み使用する器材にいたる容器を清潔にする区画と場所を設置すること。
- (9) 首都(バンコク)の規則、規制、命令と合わせて、公衆衛生職員の指示、地方職員の命令による衛生上のその他の事項

(い) 25 平方メートル以上の建築物内の販売場

- (1) 健康に危険性のある場所からは離れて設置する。例えば、埋葬地、火葬場、死体保管所、廃棄物処分所、飼育所または公衆衛生厚職員が、健康に危険があると見なすその他の場所から 100メートル以上離れること。公衆衛生職員の指示あるいは地域職員の命令により、衛生上相応しくその場所を改善できる場合を除く。

- (2) 清潔にし易い堅固な材料で作られた床。
- (3) 料理をするところの壁および場所は、清潔にし易い表面を持たなくてはならない。
- (4) 衛生的に相応しい十分な排水システムを設置すること。
- (5) 衛生的に相応しい十分な採光、排気システムを設置すること。
- (6) 衛生的に相応しい十分なトイレを設置すること。
- (7) 衛生的に相応しい十分な塵芥、汚物の集積所を設置すること。
- (8) 丈夫で清潔な整然とした常態のテーブルと椅子あるいはその他の座席を設置すること。
- (9) 殺菌をととして、衛生的に安全で相応しい十分な、食品の作製、加工、改善、保管、消費の際に使用するさまざま容器および備品を整えること。
- (10) 衛生的に十分で適切な種々使用する道具を含み容器を清潔にする区画および場所を設置すること。
- (11) 十分な設備を持った手洗いを用意すること。
- (12) 料理を作ったり、保管したりすることによる障害の原因をもたらしさないよう健康状態に対する危険性を防ぐものを整えること。
- (13) 衛生上相応しい脂肪を遮る井戸および場所を設置させるものとし、200平方メートル以上の食品販売の場所は、排水基準による排水除去するシステムを設置しなくてはならない。
- (14) バンコクの規則、規定、命令を含み、地方職員の命令、公衆衛生職員の指示規制、規則や地方職員の命令や厚生職員の指示などに従い、衛生面その他事項を実施する。

食品保管場所

- (1) 厚生職員の指示あるいは地方(区域)職員の命令に従って、衛生上問題なくその場所を改善できる場合を除いて、衛生上危険性のある場所、例えば、埋葬地、火葬所、死体保管所、廃棄物処分所、動物飼育所 または衛生職員が衛生上危険であると見なした場所から 100 メートル以上離れること。
- (2) 清潔にし易い堅固な材料で作られた床。
- (3) 衛生的に十分な排水システムを設置すること。
- (4) 衛生的に十分な光、排気システムを設置すること。
- (5) 衛生的に十分なトイレを用意すること。
- (6) 衛生的に十分な廃棄物、汚物の処分所を用意すること。
- (7) バンコクの規則、規定、命令を含み、衛生職員の指示あるいは地方職員の命令に従い、衛生上の他の事項を実地すること。

8項 食物販売、または食物蓄積の許可証明書、あるいは通知保証書の取得者は、迷惑の予防および病気予防を含み、販売場所および保管場所を、衛生上適切に維持管理しなくてはならない。以下による。

- (1) 病気を運ぶ虫および動物の予防駆除に備えとともに、常に清潔にその場所を管理すること。
- (2) 病気を運ぶ虫および動物の育成場にならないようにゴミ及び汚物の集積所の清潔さを管理し、衛生上適切なゴミおよび汚物の収集に備えなくてはならない。
- (3) 常時良好な使用可能な状態に脂肪を遮る井戸あるいは場所を管理すること。
- (4) 常に清潔にトイレを管理すること。
- (5) 器具及び道具を、常に清潔且つ整然とした状態に管理し備えること。
- (6) バンコクの規則、規定、命令を含み、衛生職員の指示あるいは区域職員の命令に従い、衛生上の他の事項を実地すること。

- 9項 食物販売場所の設置の許可証明書、あるいは通知保証書の取得者は、食品販売者、料理人、サービス者の衛生状態を含め、容器、道具、使用する水、その他の使用するものの衛生状態にいたるまで、食物の販売方法、料理の作る方法、調理方法、料理を保管する方法の衛生に関して基本にのっとり実施しなくてはならない。以下による。
- (1) 当該場所の病気を運ぶ虫、動物の予防設置をするとともに、衛生的な状態に調理前の食品を保管する。
 - (2) 健康に対して危険な微細なほこりおよびものを防ぐために、加工、調理、保管するさまざまな容器、道具、機器を含めて、食品をつつむ機器を使用する。当該のつつむ機器を、衛生上適切に、常に良好に使用できるように管理することも含む。
 - (3) 消費のために使用する氷は、衛生的で汚れが混ざるのを防ぐことができる容器で保管しなくてはならない。また、食品あるいはその他の物を漬けたり、あるいは混合して保管することを禁ずる。
 - (4) 氷を砕くに当たっては、常に、衛生的で清潔に行わなくてはならない。
 - (5) お絞りのサービスがある場合、衛生を保つために清潔にし、高温や他の方法を通して殺菌すること。
 - (6) 清潔な水を十分に用意すること。
 - (7) 調理、盛り合わせあるいは食品あるいは氷を包装するために、清潔および安全な容器あるいは物品を使用し、常に清潔な状態にあるよう管理する。
 - (8) 料理販売者、調理人、サービス者は必ず清潔な服を着用しなくてはならない、また、バンコクが定めた基本にしたがった訓練を受けた人員の清潔性を持って、正しく実施すること。
 - (9) 250 リットル以上を燃料としてガスタンクから利用するフードセンター、または食物販売場は、液体ガス石油を詰める法令に従って、ガス管システムを設置し、ガス管システムで使用するためガスタンクを集中設置しなくてはならない。建物の外にあり、また換気の便の良い所のフードセンターは除く。
 - (10) 食物販売場で食事する為のテーブルの上に料理を作り、加工、調理するのにガスを使用することを禁ずる。
 - (11) バンコクの規則、規定、命令を含み、衛生職員の指示あるいは地方職員の命令に従い、衛生上の他の事項を実地すること。
- 10項 許可書、または通知保証書の取得者は、法定伝染病に罹患してはならない。また、食品を作り、加工、調理、保存、あるいは集積する、伝染病になり、または伝染病になる恐れがある人を雇用してはならない。1年に最低一度は医師の保証を受けること。
- 11項 200平方メートル以上の場所を有する、食物販売、または食物を蓄積する希望者は、バンコクが定めた所に従い、その証拠とともにフォームにより、地方職員に対して、許可申請書提出させるものとする。
- 200平方メートル以下の場所を有する第1段の場合、設立する前に、第1段で定めてある同一の証拠とともにフォームにより通知証明書の受理申請に関して、地方職員に対して通知させるものとする。地方職員は、通知を受理した時には、バンコクが規定したフォームにより、通知者に対して、食物販売、および食物蓄積場所の設立通知書を発行するものとする。地方職員が、申請により通知保証書を発行していない間に、臨時的に通知するところにより、事業実施の証拠として使用するものである。
- 12項 地方職員は、バンコクが規定した原則、方法、条件により、許可申請書あるいは通知書の正確さおよび内容を審査し、正確さを宣言した時には、バンコクが規定したフォームにより、許可書あるいは通知保証書を発行するものとする。条件およびその方法のケースにより、

許可書あるいは通知保証書および申請料については、バンコクが規定したところに従う。

- 13項 許可書取得者は許可期限延長を希望する場合、許可期限が満了する前に、バンコクが定めたところにしたがい、申請書を提出するものとし、合わせて公衆衛生法による公共料金によるバンコクの条例による料金を支払う。
通知保証書の場合には、通知保証取得者は、通知保証書年限に継続する必要なしに、通知保証書を受領した日から数えて満了日以前に、公衆衛生法による公共料金によるバンコクの条例による料金を支払わなくてはならない。
- 14項 許可書は発行日から数えて、一年間とする。
- 15項 許可書、または通知保証書の取得者は期限延長しない場合、次回の料金支払う期間になる前に地方職員に対して、バンコクが定めたフォームにより、事業廃止の通知する文書を提出すること。
通知保証書の取得者は他の人に企業を譲渡する場合、バンコクが規定したフォームにより、地方職員に対して通知すること。
- 16項 許可書、または通知保証書の取得者は許可書 または通知保証書に書いてあることの修正を希望する場合には、バンコクが規定したフォームにより、地方職員に対して、申請書を提出すること。
- 17項 許可書、または通知保証書が紛失し、大事な所が破壊された場合、許可取得者あるいは通知保証書の取得者は、紛失、大事な所が破壊されたこと知った日から 15 日間以内に、許可書あるいは通知保証書の代わりの証書受理申請のために、そのケースにより、バンコクが規定したフォームにより地方職員に対して申請書を提出しなくてはならない。
- 18項 当条令が有効となる以前に、食物販売許可書を取得した者は、その許可書が満了するまで事業を継続させることができる。
- 19項 当条令の違反者は、公衆衛生法により定められた罰則を受ける。
- 20項 バンコク知事を、当条令の実施者とし、さらに、この条令を実施するための当条例による所定事項、規制、命令、公示を発行する権限を持たせるものとする。

Samak Suntornrawait

バンコク知事

注意点

当条例の告示目的は、市場、公衆的土地、公衆的道路においての食物販売でなく 200 平方メートル以上の面積を有するビル内あるいは場所の食品を販売する場所および食品を集積する場所を設立する許可の申請、許可書の発行、許可継続の申請、許可の継続、許可の譲渡申請、許可譲渡の許可書の発行、原則、方法、条件を規定する必要性によるものである。

市場、公衆的土地、公衆的道路においての食物販売でなく、200 平方メートル以下の場所においての食品販売及び食品集積場所の設立通知書の規範、種々の原則を含む保証書の規範は、食物販売及び食物集積場所の管理および監督に際して便宜となるものである。

- 前述の実施は、仏暦 2535 年公衆衛生法の厚第 40 条、第 48 条、第 50 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条、第 58 条によるものである。これは、タイ王国憲法の第 49 条と第 50 条が影響

をもつ民衆の個人的な権利及び自由に関する法律であり、仏暦 2528 年のバンコク公務実行規制法律の第 97 条に対応する法令の権限によるものである。

登場例は、2545 年 2 月 28 日 発行 117/17๓(Ngor) の官報により公布される。

この翻訳は、「バンコク条令 件名 仏暦 2545 年食品(食物)販売場及び食品(食物)集積場」の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。